

ネットワークパソコン
入札説明書

令和8年7月
山口県総合企画部デジタル推進局
デジタル・ガバメント推進課

入 札 説 明 書

ネットワークパソコンの調達に係る入札公告（令和8年8月21日付け）に基づく入札等については、関係法令及び規則に定めのあるもののほか、この入札説明書の定めるところにより実施するので、入札に参加する者は内容を熟知の上、入札してください。

1 入札に付する事項

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| (1) 物品の名称及び数量 | ネットワークパソコン 3, 759台 |
| (2) 物品の特質等 | 別添仕様書のとおり |
| (3) 納入期限 | 令和9年1月29日（金） |
| (4) 使用期間 | 令和9年2月1日から令和14年1月31日までの間 |
| (5) 使用場所 | 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課ほか184箇所 |

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）又は県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第37号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。
- (4) 令和8年7月21日から同年9月1日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所

山口市滝町1番1号 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

4 入札を執行する場所及び日時

- (1) 場所
山口市滝町1番1号 山口県健康福祉部3号会議室
- (2) 日時
令和8年9月1日（火）午前10時
- (3) 特記事項 郵便による入札書提出を認める（郵便による入札の対象）。
郵便入札者は、次の方法により入札書を郵便により提出するものとする。
 - ① 郵便による入札書の提出は、令和8年8月31日（月）午後5時必着とする。
 - ② 入札案件ごとに、内封筒・外封筒の二重封筒にすること。
 - ③ 内封筒にあつては、当該封筒の表面に「入札書」と表記のうえ、件名、入札者の商号又は名称及び連絡先（電話番号）を明記し、入札書（様式1）及び当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した積算内訳書を封入すること。
 - ④ 入札書の日付は、入札書を作成した日を記入すること。
 - ⑤ 外封筒にあつては、「入札書在中」と表記し、入札書を封入した内封筒を封入すること。

○ 郵便入札に係る封筒の記載例

内 封 筒	外 封 筒
入 札 書 ・ 件名 ・ 商号又は名称 ・ 連絡先（電話番号） ・ 担当者名	切手 - 入札 件名 入札書在中 デジタル・ガバメント推進課 宛 山口県山口市滝町1番1号

5 入札保証金
免除する。

6 入札条件

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約申込金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、登録及び関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とし、入札書に記載する金額は、月額のリース料（消費税等相当額を除いた金額）とする。

- (2) 入札書への法人又は個人の押印は不要とする。
- (3) 入札に関する行為を代理人（当該入札者又は入札者の雇用人以外の第三者）に行わせようとするときは、次のとおりとする。
- ① 委任状を提出すること。なお、委任状について、委任者の押印は不要とするが、委任に係る必要事項を記入したうえで、委任状作成者の氏名を明記するものとする。
 - ② 入札書について、入札に関する行為の委任を受けた代理人の押印は不要とするが、その場合、代表者氏名欄に代理人の氏名を明記するものとする。

※ 委任状の提出について

1 入札者が入札する場合

法人等の代表者に代わり、受任者（競争入札等参加資格において、県との取引上の権限を委任するとして登録している者）が作成した入札書で入札に参加する場合は、委任状の提出は必要ありません。

また、法人等の雇用人が、権限を持った者の作成した入札書で入札に参加する場合も、委任状の提出は必要ありません。

2 代理人が入札する場合

代理人とは、この度の入札に限り、入札者（委任者）から入札に関する権限を委任された者（入札者の雇用人で上記受任者以外の者を含む）のことです。

この場合は、必ず委任状を提出してください。

(4) 入札書の記載事項については、これを訂正することができない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引替え又は撤回することができない。

(6) 電信による入札は認めない。

(7) 郵便による入札によらない場合、入札開始時間までに入札場所に参加しなかったときは、入札に参加できない。

また、受付において身分確認を行うので、次の証明書類を持参すること。

なお、入札者の代表者が入札に参加する場合は、当該確認は省略するので、受付時に申し出ること。

入札者の社員等	代理人
・社員証（顔写真有） ※上記がない場合、次の書類 ・公的機関発行の身分証明書（顔写真有） 例：運転免許証、マイナンバーカード等	・委任状 ・公的機関発行の身分証明書（顔写真有） ※例は左記のとおり

(8) 再度の入札において初度入札の最低価格以上の価格で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加させない。

(9) 次の入札は無効とする。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者のした入札

② 入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

③ 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（免除した場合を除く。）

④ 記名のない入札

⑤ 当初の入札に参加しなかった者が行った再度入札

⑥ 入札書記載の価格、氏名、その他の事項を確認できないもの

⑦ 入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をした入札

⑧ 同一人が2人以上の入札の代理人としてした入札

⑨ 談合、その他不正な行為があったと認められる入札

⑩ 入札条件のうち(3)～(6)に違反した入札

(10) 入札参加者が1者の場合でも入札を執行する。

(11) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）の排除について

① 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」別表の参加停止措置基準「23 不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～9ヶ月の指名停止措置を検討する。

② 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

③ 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

④ 不当介入により履行期限までに物品を納品することができない場合は、その理由を記載した書面を添えて発注者に履行期限の延長の申出を行うこと。

7 落札者の決定の方法

- (1) 山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行ったものを落札者とする。

- (2) 同一事項の入札は初回を含めて2回まで行う。その結果、落札者がいないときは、最低価格を提示した者と随意契約の協議を行う。

- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者を対象としてくじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課職員にくじを引かせるものとする。

なお、郵便入札により入札した者が、落札者となるべき同価の入札をした者となった場合の落札者決定方法は別紙1のとおりとする。

- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限、又は参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

8 契約に関する事項

- (1) 本件に関する契約書案は別添のとおり。

- (2) 契約保証金は免除する。

- (3) 契約書は契約当事者数作成し、それぞれその1通を保有することとする。

なお、契約金額（月額）は、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載することとする。

- (4) 契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

9 入札参加心得

- (1) 上記「6 入札条件」を熟読すること。

- (2) 入札開始5分前には、会場に到着するよう心掛けること。

- (3) 入札執行当日、事故等のため時間内に到着できないおそれが生じたときは、直ちに連絡し、指示に従うこと。

10 その他

- (1) 入札に参加する者に求められる事項

① 提出書類

入札に参加しようとするものは「同等品規格（応札物品）確認票」を山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課進課へ令和8年8月19日（水）午後5時までに提出すること。なお、当該確認票に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

おって、入札は、上記「同等品規格（応札物品）確認票」により承認を受けた場合に限り有効となるので、入札執行日近くになっても結果通知が届かないときは、デジタル・ガバメント推進課へ確認すること。

② 提出期限

令和8年8月19日（水）午後5時まで（必着）

※ なお、提出資料に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

③ 提出方法

持参、郵送（書留郵便）又は電子メール

④ 提出先

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課（担当：川本）

⑤ 審査結果の通知

審査の結果、承認を受けた者に限り有効な入札とする。審査結果についてはおって通知するので、入札執行日近くになっても通知がない場合は確認すること。

- (2) 仕様書及び入札等に関する質問及び回答

① 受付方法

質疑応答表（別紙様式 5）によって受け付ける（入札手続き等に係る軽微な質問は電話照会可）。

② 受付期間

令和 8 年 7 月 2 1 日（火）午前 9 時から令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 5 時まで（必着）。

⑤ 回答

回答（質問内容を含む）は、令和 8 年 8 月 1 2 日（水）午後 5 時までに質問事項と回答事項を集約したものを回答する。

なお、回答にあたっては、原則として質問者に対して個別に回答することとするが、質問の内容が全体的な事項に及ぶと県が判断した場合には、入札説明書を配布した者全員に対して回答の内容を開示する。

（3）この入札に関する公告後に、前記 2（3）に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和 8 年 8 月 7 日午後 5 時までに山口県会計管理局物品管理課（調達班）に申請書を提出すること。

（4）調達手続きの停止等

本調達に関し、不測の事態が生じた場合及び調達手続き上の苦情処理のため山口県政府調達苦情委員会から要請があった場合は、契約の締結又は契約執行の停止をする場合がある。

（5）苦情処理の申立てについて

本調達に関し、政府調達に関する協定に違反する行為があったと認めるときは、調達契約に係る苦情処理手続要綱（平成 2 7 年山口県公告第 7 7 号）に基づき、山口県政府調達苦情検討委員会に対し苦情を申し立てることができる。

（6）この入札に関する問い合わせ先

山口市滝町 1 番 1 号

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課ネットワーク班 担当川本

TEL 083-933-1328 FAX 083-933-2689

E-mail : a12600@pref.yamaguchi.lg.jp